

## 令和元年6月定例教育委員会会議録

日 時	令和元年6月28日(金) 午後1時30分～午後3時25分
場 所	秦野市役所教育庁舎3階大会議室
出席委員	教育長 内田 賢司 教育長職務代理者 飯田 文宏 委員 高橋 照江 委員 片山 恵一 委員 牛田 洋史
欠席委員	なし
委員以外の出席者	教育部長 佐藤 直樹 教育指導課長兼 文化スポーツ部長 佐藤 正男 教育研究所長 近藤 順子 教育部参事兼教職員課長 福島 正敏 生涯学習課長 五味田直史 教育総務課長 守屋 紀子 図書館長 田中 和也 学校教育課長 久保田 貴 教育総務課課長代理 吉田 浩成 中学校給食担当課長 上條 秀香 教育総務課主事補 岩田 浩貴
傍聴者	1名
会議次第	<p><b>6 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議</b></p> <p>日 時 令和元年6月28日(金) 午後1時30分</p> <p>場 所 秦野市役所教育庁舎3階大会議室</p> <p><b>次 第</b></p> <p>1 開 会</p> <p>2 会議録の承認</p> <p>3 教育長報告及び提案</p> <p>(1) 令和元年7月の開催行事等について</p> <p>(2) 秦野市議会第2回定例会報告について</p> <p>(3) 臨時代理の報告について</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 報告第22号 市立小中学校教職員の人事上の措置について</p> <p>(4) 令和元年度はだのっ子アワード事業について</p> <p>(5) 令和元年度教育研究所公開講座の開催について</p> <p>(6) 夏季企画展「丹沢に魅せられてー岩田傳三郎の写真よりー」について</p> <p>(7) 第10回親子川柳大会の作品募集について</p> <p>(8) 広域連携中学生交流洋上体験研修事業について</p> <p>(9) 秦野市立図書館システムの選定結果について</p>

	<p>4 議 案  (1)議案第14号 秦野市学校給食センター（仮称）施設整備及び運営事業に係る企画提案型事業選定委員会規則を制定することについて</p> <p>5 協議事項  (1) 幼児教育の無償化に係る関係規則の改正等について  (2) 秦野市学校運営協議会設置校の申出及び委員の推薦について</p> <p>6 その他  (1) 令和元年度園・校における防災訓練（引き取り訓練）の結果について  (2) 上小学校特認校制の取組について  (3) 要請書等について</p> <p>7 閉 会</p>
会議資料	別紙のとおり

内田教育長

ただいまから、6月定例教育委員会会議を開催いたします。  
お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。  
まず、「会議録の承認」でございますが、御意見、御質問等がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。  
なお、非公開案件につきましては、御意見、御質問がある場合は、会議終了後、事務局に申し出をお願いします。

—異議なし—

内田教育長

それでは、会議録を承認します。  
次に、3「教育長報告及び提案」の(3)「臨時代理の報告について」のア「報告第22号 市立小中学校教職員の人事上の措置について」は、人事に関する案件のため、会議を非公開としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

内田教育長

よって、3(3)アは非公開といたします。  
それでは、次第3「教育長報告及び提案」について、お願いします。

教育部長

私からは(1)「7月の開催行事等」と(2)「第2回定例会報告について」を報告させていただきます。

まず、資料No.1を御覧ください。「7月の開催行事等」でございます。

まず、7月2日、学力向上のための各校の取組としまして、市で研究推進校となっております、南が丘中学校を会場として、「学び合う授業スタイルの構築」をテーマに、元茅ヶ崎市教育長の谷井先生を講師にお招きし、学力向上を目的とする研修会、これは

市内の参加希望者も含めて実施いたします。

今回お願いしました谷井先生は、南が丘の在住で、南が丘中学校では5年ほど前から新しい学習指導要領で目指しております、対話的な学びを研究しており、谷井先生も長く取り組んでこられたということで御指導いただくということでございます。

続きまして、同じく7月2日、東小学校の学校訪問でございます。

7月3日には、幼小中一貫教育の取組としまして、民間の保育園、こども園との連携強化を狙いとして、滑らかな接続を図るために、現在、東海大学で非常勤講師をされております高木先生を講師にお招きしまして、研修会の実施を予定しております。現在既に55名の申込みがあったということで、昨年、高橋委員からも御意見をいただきました民間との連携強化にもつなげていきたいと考えております。

続きまして、夏季企画展「丹沢に魅せられて」というテーマで、岩田傳三郎さんの企画展で、後ほど担当課から御説明させていただきます。

続きまして、7月9日、23日、例月のブックスタート事業の実施でございます。

7月18日、先ほどもお話ししましたが、学力向上のため、さまざまな取組をしております、3年前からアドバイザーをお願いしています横浜国立大学の両角教授をお招きしまして、堀川小学校を会場に、算数・数学の研修会を予定しております。

続きまして、7月19日、定例の教育委員会会議でございます。同じく19日は、幼小中の終業式でございます。

1枚おめくりいただきまして、研修会が多くなっていますが、7月22日、南が丘公民館にて、「道徳」をテーマとしておりますが、読解力の向上、国語力の向上を狙いとして、横浜国立大学の青山教授をお招きしております。

7月23日、教育研究所の公開講座で、後ほど担当課から説明させていただきます。

7月24日は、先ほどと同じ趣旨で、それぞれ算数分野と国語分野で学力向上に向けた研修会を予定しております。

同じく7月24日、第43回相模ささら踊り大会。昨年は綾瀬市の市民スポーツセンターでしたが、今年度は本市が会場となっております。

7月25日、第2回の園長・校長会を教育庁舎で行います。

同じく、定例記者会見がございます。

続きまして、7月25日から8月18日まで、鶴巻下部大山灯籠行事ということで、保存会による大山灯籠設置を行います。鶴巻第1自治会館敷地内に設置するというところでございます。

続きまして、7月26日、こちらは新しい事業でございます、東海大学と連携しましたワークショップを南小学校を会場に開催いたします。文部科学省では、外国人の受け入れ・共生のための教育推進検討チームが2月から検討を開始しており、先日6月17日に報告書を出すなど、法改正を視野に入れた動きが高まっております。これに先駆けて、まず意見交換の場を設けるという東海大学からの申入れもあり、ワークショップ形式での意見交換を行います。これにつきましても、民間の幼稚園、こども園、保育園にも参加を呼びかけております。

続きまして、3ページになります。神奈川県中学校部活動の県大会が8年に1度巡ってまいります。今年度は秦野市文化会館を会場に開会式を行います。開会式には内田教育長にも御参加いただき、この開会式を皮切りに8月1日まで、中ブロックでは9種目の競技で熱戦が繰り広げられる予定でございます。

続きまして、第32回夕暮祭短歌大会表彰式。講演会のほうは、選者でもあります山田先生による講演会と伺っています。

7月28日、はだのっ子アワードふるさと秦野検定でございます。本町小学校で行う予定ですが、ほかの会場での実施も予定しています。これも後ほど担当課から説明させていただきます。

続きまして、子どもたちの体験活動として3つございます。7月29日～8月3日まで、韓国の英語村の派遣事業です。

さらに、7月31日～8月2日まで、広域連携中学生交流洋上体験学習。これにつきましては、後ほど担当課から説明がございました。

7月31日～8月3日まで、ミュージアムさくら工房、夏休み親子まが玉作り教室でございます。昨年同様、桜土手古墳公園で、夏休みの親子を対象にして実施する予定でございます。

7月の開催行事につきましては、以上でございます。

続きまして、資料No. 2になります。横向きになっておりますが「令和元年秦野市議会第2回定例会報告」でございます。

会期につきましては、6月3日から6月21日までとなっております。今回、議案としましては9件、報告では、秦野市学校保全公社の経営状況の報告ほか11件。また、イにございます陳情として、これは中地区教職員組合から、子供たちに豊かな学びを保障に向けた、こういった陳情が出されております。

それでは、1枚おめくりいただきまして、まず1ページでございます。

6月5日に議案審議ということで、一般会計繰越明許費につきまして、教育委員会関係では、前年度の国庫補助を活用して翌年度に繰り越しました快適化工事等の関係について御発言がございました。

続きまして、学校保全公社ですが、本町小学校の旧北校舎、通称ピンク校舎と呼ばれていますが、これについて御質問いただきました。3月の第1回定例会の予算・決算・常任委員会、環境都市分科会の委員会の中で質問を受けておりまして、その後、整理しましたところ、教育総務課の所管であるということで、今回、耐震性について、また長寿命化に係る御質問を吉村議員からいただいております。

続きまして、3ページ目になりますが、専決処分の報告ということで、5月13日に南が丘小学校で草刈り作業中に誤って石をはね上げてしまい、駐車していた車両に損害を与える事故が発生してしまいました。専決処分を行うために最終日に追加議案として報告させていただきました。今回、人的被害はなかったのですが、再発防止に向けた質問をいただいております。

続きまして、4ページになります。6月7日に総務常任委員会が開かれまして、教育委員会の所管の予算執行状況に関する質問がございました。山下委員はじめ6名の委員から、西中学校多機能型体育館等整備工事につきまして、併設される公民館に係る部分も含め、質問をいただいております。6ページまでわたっておりますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、7ページでございますが、文教福祉常任委員会の中で、古木勝久議員から、図書館事務費ということで、まず1点目が、図書館システムの更新につきまして、プロポーザルに係る部分、また、窓口委託業務の内容についての御質問、また、最後に法令を意識した対応についての御意見もいただいております。

それから、先ほど追加で配付させていただきました8-2というものでございます。幼児教育の無償化に係る条例等につきまして御質問いただいております。今回の改正で、保育所における0歳から2歳の保育料の適正化の部分、これも参考に載せさせていただいております。この条例に関しても幾つか質問をいただいております。

続きまして、9ページになります。補正予算の関係でございますが、中学校完全給食推進事業費につきまして、佐藤議員をはじ

め6名の議員から御質問いただきました。9ページから11ページにわたって6名の委員から質問をいただいておりますが、御承知のように、市長のマニフェストに従った教育委員会の重点事業の一つで、非常に大きな内容でございます。学校教育課、また中学校給食担当がここまで力を合わせて対応しておりますが、それにつきまして、事業内容からエレベーター、そして地産地消への要望、また、財源等について幅広く御質問いただいております。

続きまして、13ページになります。一般質問でございます。6月13日から17日まで、18人の議員に御質問いただきましたが、教育委員会関係の部分は、公民館部分を含めまして9人の議員の御質問がありました。

まず1番目の木村眞澄議員ですが、中学校給食基本計画につきまして、「秦野スタイル」ということへの質問、また、災害時対応機能の確保について、そして、将来の施設の有効活用についてという質問でございます。

14ページになります。高橋照雄議員から、安全で安心できるまちづくりにつきまして、一次質問の中で大根幼稚園と大根小学校施設一体化の現状についての御質問、2点目としまして、学校における働き方改革の進捗状況について、御質問いただいております。

3番目は、谷和雄議員、特色ある学校づくりにつきまして、幼小一貫の取組について、また、旧上幼稚園園舎を「つばさ」と呼んでおりますが、「つばさ」の利用状況と今年度、新規事業で予定しております放課後学習支援状況の取組についての御質問をいただいております。

16ページになります。吉村慶一議員から、教育について（その16）ということで、学校の適正規模について、少子高齢化の中で児童数減少で、集団性の確保をどのように図っていくのか。また、副教材についての御質問もいただいております。（2）のところ、就学援助制度につきましては、担当課で丁寧に説明したところ、要望が変わっております。それに関連して副教材についての御質問をいただいております。

続きまして、18ページでございます。山下議員から、SNSを活用したいじめの相談体制につきまして、四次質問まで深く御質問いただいております。相談状況も含めて、本市の状況とSNSを活用した推進を図ってはどうかということで、現状についてお答えさせていただいております。

続きまして、20ページになります。諸星議員から、いじめの

ない学校の実現についてということで、一次質問では、いじめへの取組状況、今後の課題、二次質問では、課題をどのように解決していくのか。特に、三次質問の中で、進まないときにどうしているのかという質問だったのですが、これは本市の独自の取組ですけれども、臨床心理士や学校心理士、専門性の高い人材を登用して体制の整備を行い、第三者的な視点での解決を図っているということで答弁させていただいております。

古木勝久議員でございます。先ほど追加の資料もございましたが、震生湖の将来構想について、地域の活性化につながるような活用といった趣旨で御質問をいただいております。

続きまして、22ページです。八尋議員です。コミュニティ・スクールについて御質問いただいております。今回も、まちづくりの手法という視点から、小中学校の取組について、コミュニティ・スクールの成果、またボランティアの活用、そして、企業OBなど、もっとボランティアを活用してはどうかと。それで、福岡県の春日市の取組について御紹介いただいております。また、本市の魅力につきまして、文化スポーツの部分になりますが、秦野市の魅力についての質問をいただいております。

16番、佐藤文昭議員、教育施策について。学力向上と個別支援、課題のある生徒にどのように関わっていくのかということで、いろいろな施策を説明させていただきましたが、やはり先生と生徒の関係が重要であるということをお答えさせていただいております。三次質問では、読書活動の推進についての取組ということで、図書館の取組も含めまして、推進を図っていきたいというお答えをさせていただいております。それから、学校給食費の無償化について御質問がございました。

最後に、社会教育施策ということで、露木議員から公民館施設等の利用等について、市民に開かれた公民館という視点での御質問をいただいております。

私からは以上になります。

私からは、(4)と(5)について御報告いたします。

お手元の資料No.4を御覧ください。「令和元年度はだのっ子アワード事業について」です。

本事業は、ふるさと秦野を愛する子どもを育むことを目的といたしまして、今年度も体験活動部門とふるさと秦野検定部門の2部門で実施し、本事業の拡充を図ってまいりたいと考えております。

今年度のふるさと秦野検定につきましては、7月28日の日曜

教育指導課長兼  
教育研究所長

日に実施いたしますが、昨年度同様、ボランティアの方に御協力いただきながら、メイン会場を本町小学校とし、それ以外にも、受検する子どもたちの希望が多かった学校をサブ会場という形で設けさせていただいて参加者増につなげてまいりたいと考えております。先週、この申込書につきましては各学校に配布いたしました。既に7月1日付の広報はだのにも掲載の予定となっておりますが、7月5日を締め切りとしております。

さらに、新たな拡充策といたしまして、今年度、子ども育成会主催の高学年を対象といたしました夏休みキャンプの事前打ち合わせの会の中でお時間をいただくことができました。この中で、ふるさと秦野検定の体験及び体験活動の紹介をさせていただく予定でおります。また、小中一貫社会科教育研究部会で社会科資料集の改訂に当たり、本事業への活用を含めた検討を行っておりますので、その一環といたしまして出前事業を実施し、参加者増に向けて取り組んでまいります。

なお、体験活動部門や検定部門の拡充についてですが、読書を全くしない児童生徒の割合が全国平均を上回っている状況がこれまでの全国学力・学習状況調査の結果から課題として上がっておりますので、本事業の中に読書部門を位置づけ、子どもたちが本と出会うきっかけづくりをしたいと考えております。先日はだのっ子アワード運営委員会の中でも御説明させていただきました。さまざま課題はありますが、秋の読書週間の取組に連動させ、図書館の活用についてさまざまな場面で呼びかけるほか、学校司書との連携の中で試行し、運営方法などについて研究を進めていきたいと考えております。

続きまして、資料No. 5を御覧ください。「令和元年度教育研究所公開講座の開催について」の案内でございます。

今年度は、7月23日、堀川公民館におきまして、静岡大学教育学部准教授の塩田真吾先生をお迎えして、情報モラルを高めるための具体的な指導方法について体験型の研修を予定しております。昨年度まで3年間、LINE株式会社より講師をお迎えしての研修会を実施してまいりましたが、先生は、LINEと共同でインターネットとの上手な付き合い方やコミュニケーション方法について、“自ら考える”啓発教育を目的として情報モラル教材の開発に関する研究を行われております。子どもたちに、いかに自分事として考えさせるか、家庭でのルールづくりのポイントなどについてお話を伺うことができます。今回は公開講座ですので、教育関係職員及び市民の方を対象に開催いたします。



教育研究所からは以上です。

私からは、資料No. 6から8まで御報告させていただきます。

まず最初に、資料No. 6の「桜土手古墳展示館の夏季企画展」についてでございます。

このたびの企画展は、昨年度に寄贈を受けました岩田傳三郎氏の写真をもとに、丹沢の魅力と歴史について展示を行います。岩田傳三郎氏は、西秦野町に生まれ、写真店を経営されていた方ですが、秦野市山岳協会の立ち上げに尽力され、昭和39年に丹沢山にみやま山荘を建てられ、昭和57年には、みやま山荘に宿泊された浩宮様の御案内を務められたり、山岳団体や国体山岳部での活動、それから、自然保護運動や丹沢の美化運動の功績によって、県知事や環境省からも表彰を受けていらっしゃる方でございます。

岩田傳三郎氏から寄贈を受けた写真資料は全部で300点ほどございましたが、そのうちの一部を前期と後期に分けて、写真の入れかえを行いながら展示を行います。前期は7月6日から8月7日、後期は8月10日から9月23日までとなっております。

次に、資料No. 7の「親子川柳大会」について御報告いたします。

今年度で親子川柳大会は10回目を迎えます。この親子川柳は、川柳の作成に伴って、家族がふれあい、絆を深めていただく、家庭教育支援の一環として実施し、小中学生とその保護者を対象として夏休み期間にあわせて作品を募集しております。募集の方法といたしまして、これまで主に学校を通じて作品を提出していただいておりますが、今年度は、市役所のホームページの電子申請を中心に募集いたします。また、インターネットの環境のない家庭を想定いたしまして、これまでどおり学校への提出も可いたします。

出品された作品は、1次審査として、実行委員会の実行委員長である元東海大学文学部教授の鍛冶先生に応募総数の10%程度を入選作品として選出していただき、その後、2次審査といたしまして、実行委員全員に作品を配付いたしまして、表現、内容、発想力の3項目について評価をしていただいた後に、点数の高い上位11作品を大賞及び特別賞として、他の作品は佳作といたします。

表彰式は、11月16日土曜日の午後2時から教育庁舎3階の会議室で行います。入選した作品は、作成いたしました作品集を入選者に配付するとともに、小中学校へのチラシの配布、イオン

秦野店や市役所本庁舎1階エレベーターホール、公民館でのパネル展示を予定しております。

次に、資料No. 8の「洋上体験研修」について御報告いたします。

この事業は、秦野市をはじめ、中井町、大井町、松田町、二宮町、清川村の1市4町1村の広域連携事業として、東海大学海洋調査研修船「望星丸」で中学生の体験研修を実施いたします。募集定員は、秦野市が50人、他の町村が各10人の合計100人でございますけれども、現在のところ合計80人の応募がございました。本市からはそのうち43人の応募がございました。参加負担金は1人当たり1万8,000円でございますが、これは食費をはじめ、保険代、船の借上代の一部を負担していただいております。

今年度は、7月14日日曜日の午前にはだのこども館で事前研修を実施した後、本研修は7月31日から8月2日の2泊3日となります。行程といたしましては、清水港から乗船し、新島に上陸いたしますが、船上では、海洋プランクトンの採取などの海洋観測、深さ1,000メートルでの水圧実験ですとか星空観察、新島では、ウォークラリーや海水浴を実施いたしまして、自然のすばらしさや厳しさを体験するとともに、中学生の町村の枠を越えた交流を深め、自主性や協調性、子どもたちの生きる力を育ててまいります。

私からは以上です。

図書館長

それでは、私からは(9)「秦野市立図書館システムの選定結果について」御報告申し上げます。資料No. 9を御覧いただきたいと思っております。

本年12月に図書館システムの更新時期が参ります。更新に当たりますとは、公募型プロポーザル方式で審査を行うこととしまして、前回5月の定例教育委員会会議におきまして、秦野市立図書館システム選定に係る企画提案型事業審査会規則の制定及び同審査会委員の委嘱及び任命について、2つの議案を可決いただきました。

その後、システム選定事務を進めまして、今月19日に決定いたしました。まずは、資料の4番目ですけれども、審査結果でございます。事業者A B C Dということで4事業者のプロポーザル参加がございました。得点ですけれども、1,200点満点で、Aの事業者が976点、Bが1,035点、Cが991点、Dが1,045点という結果でございました。

したがって、次のページを御覧いただきたいと思っております。

選定結果でございますが、システムとしては、「L i C S - R e f o r S a a S」という図書館システムパッケージを選定するという結果になりました。事業者はNECネクサソリューションズ株式会社、先ほどの事業者D、1,045点を得点した事業者でございます。

この選定したシステムを使いまして図書館システムの更新を行っていくわけですが、6の今後のスケジュール概要ですが、7月中に賃貸借、保守業務の入札執行の事務を行います。その後、8月から11月までの間にシステムの導入準備、実際の新システムへの移行が11月20日から12月2日、この間、図書館は休館日とさせていただくことになります。そして、12月3日火曜日、新システム稼働という形で予定をしております。

システムの契約期間としましては、本年12月1日から5年間という形でございます。

新しいシステムについてですが、今のシステムと主に違うところがデータセンターを利用するというので、クラウド方式によるネットワークの構築という形になります。

それから、新たな図書館システムパッケージソフトによりまして、図書館業務や利用者が使われるWeb-OPACなどの機能の向上が図られることと、利用者独自のポータルサイトを提供できるという形になっております。

また、子どもの専用ページを含めました図書館独自のホームページを立ち上げます。それと読書通帳、これらも出力できるような仕掛けもつくります。また、図書館カウンターに自動貸出・返却機を設置する予定でございます。そのほか、職員間のコミュニケーションを図るためのツール、これは、図書館職員と公民館図書室の職員との連携を図るツールとして導入したいと考えております。

このようなことで、事務処理のさらなる効率化、それと利用者にとってより便利で、多くの人に図書館に興味を持ってもらえるようなものにしていきたいと考えております。

以上です。

内田教育長

教育長報告及び提案に対する御意見、御質問をお願いしたいと思いますが、量的にそれほどないので、(3)を除いて、全体の中で御質問等があればお願いしたいと思います。

飯田委員

定例会の議会の報告の2ページですが、今度、いよいよ西中学校の体育館の工事が始まるということで、6名の議員からも質問がいろいろ出たということで、谷議員から工事車両の搬入

とかいろいろな質問が来ていますけれども、生徒の安全には気をつけていただきたいと思います。思っております。

また、これとはちょっと違うのですが、懇話会が今まで開催されていたと思うのですけれども、そういった懇話会の開催は今後もあるのか、もうこれで懇話会は解散されるのか、お聞きしたいのですが。

教育総務課長

御質問ありました懇話会につきましては、今後も引き続き開催していく予定となっております。具体的には公民館部分の運営などについてまだまだ詰めなければいけない案件もございますので、そういった面からの開催と、あと、直近では、一応ここで工事契約が整いましたという報告を兼ねた会を7月に開催する予定となっております。

以上です。

内田教育長  
牛田委員

ほかにはどうですか。

私も、議会報告で3点ほどお尋ねしたいのですが、1つは、今、飯田委員が挙げられた西中学校の工事の関係ですが、6ページ、谷和夫議員から工事車両の搬入路のことでお尋ねがありました。それと、2つ目は、17ページの吉村議員の副教材、そして、3つ目は、山下議員のSNSを活用したいじめ相談体制、これらについてお尋ねしたいのです。

まず、1つ目の谷和夫議員の工事車両の搬入路、これは公共建築課長の答弁ですと、東側のところに確かに門扉があるのですね。バス停の近くに。あそこを仮校門として東側を開放するというような答弁になっていると思います。北門については、工事車両の出入りになってきますので、ここは、子どもたちの安全は当然、気にしないとイケない。工事車両が出入りするに当たって、あそこは本当にとっても危険なのです。歩道があって、一般の方の通行も結構多くて、まして、あそこはちょうど十字路で信号待ちの車の右折車両と直進車両と左折と結構車両が多いし危険なところなので、当然交通整理人を配置されることとはと思いますが、十分注意をしていただきたいと思います。

それで、たしか西中学校には西門があったように思うんです。そこがもし工事現場のエリアでなければ西門も開放できるのかなとふと思ったのです。西側の通り、市の職員の家が近くにあるのですが、あそこの細い道なのですが、あそこの西側の門ももし開放できれば、子どもたちにとっては利便性が高いのかなと思ったりもしたのです。ただ、あそこは、場合によっては工事現場の範囲に入ってしまうと当然使えないのですけれども。要は、西中学

校の周辺はとても道が狭いので、少しでも子どもたちが分散して学校内に入ったり、また下校したりすることができればいいかと思いましたが、もし現場を確認されて、西門の利用が可能であれば西門も使ってみたらどうかと思いました。それが1つです。

それから、2つ目ですが、吉村議員のところでの副教材なんです。17ページのところの(3)の副教材の一次質問で、副教材の使用状況は学校によりばらつきがあるのではないかというような指摘がありました。これを捉えていくと、いわゆるばらつきがあるということは、保護者負担にも差があるのかなと推測したのです。小学校、中学校それぞれ、比較的負担が少ない学校と多い学校、数字的にもし何か手元に数を知っていらっしやれば教えていただきたいのですが。

それから、19ページの山下議員のSNSですが、より身近な相談窓口としてSNSの活用を推進してはいかがかということで、確かに全国的に広まりつつあるんですね。利点としては、このSNSを使っている子どもたちがずいぶん増えてきました。とても気軽にこれを使って相談できるということで相談しやすいという一面はあるのですが、極めて重いケースを来所相談につないでいったり電話相談につないでいく、これがまた1つ大きな課題かなと。スムーズにそういった重篤事案を来所相談あるいは電話相談につなぐことができればいいけれども、そこでとまってしまう可能性もあるので、その辺の持っていき方が1つ課題かとも思っています。

また、これは文字でやりとりするのでとても手間がかかる、時間もかかるし、またツール代もかかる。そうなってくると、手間がかかるから相談員の配置も増員しなくてはいけないしということで、コスト面の負担がかなりかかっていくのかなとも思ったりしています。

ただ、ツールさえ準備してしまえば、場所を一定にすることなく、簡単に言ってしまうと、いわゆるどこでも対応できるということかな。土日とか平日の限られた時間だけ利用するという一方で、一定の場所でなくても、どこでも対応できるという利点もあるのではないかと思います。部長も最後のところで引き続き検討していきたいとおっしゃっていますので、このあたり、これから広まりつつありますので、準備さえしてしまえば、とにかく場所をつくる必要がないわけね。その機械さえ持っていれば対応できるのではないかと私は思うのですが。それで、これは、全くのボランティアも、その機械を持っているだけで結構負担だと思うのです。

よ。かかってこようとかかってこまいと、担当になった人は。だから、有償ボランティアか何かで、そんなに負担のかからない形でツールだけ用意して窓口として準備できることを考えたらということを感じました。

以上です。

教育総務課長

まず、御質問の1点目の西中学校の体育館の関係の工事についてですけれども、まず、東門につきましては、今確かにバス停の近くに東門があるのですが、今回そこを子どもたちの入り口として使うのではなくて、もう少し歩道橋寄りのところに仮設の門を、今フェンスで囲われているのですが、そこを少し外して仮設の門を設置して、そこを通学用、登下校用に通路を確保する予定であります。

あと、西側につきましては、今回道路の拡幅なども予定されているのですけれども、先日、施設の担当職員が近隣の住民に工事のお知らせで回ったところ、近隣住民の方からは、西側の道路自体が、工事車両が246を通る関係でこちら側に車が回ってしまって交通量が増えて、子どもたちと接触の危険性があるのではないかというような心配の声が寄せられているような状況もありまして、飛び出し注意ですとか速度を落とすようにといった注意喚起のものを設置してくれないかというような要望もいただいているところです。交通整理員の配置なども含めまして、工事の事業者との打ち合わせもこれからいろいろありますので、安全対策をしっかりと講じていきたいと思っております。

以上です。

教育指導課長兼  
教育研究所長

御質問いただきました副教材についてお答えさせていただきます。

一例ではございますが、平成30年度の年間の教材費を取りまとめたものがございますが、学年によって、同じ学校でも教材費にはかなり違いがあります。あと、学校によりまして、例えば朝顔の植木鉢と支える棒を学校で統一して購入する場合と、あと、家庭からそれぞれ持ってくるように指示をしている場合とあるので、どうしても金額に開きが出る部分があるかと考えております。

昨年度の小学校1年生の一例ですが、一番集金額が高かったのが5,200円、一番安かった学校は、2,360円でした。中学校につきましては、昨年度の一番安かったのが5,902円、一番高く集金しているのが、8,666円となっております。

以上です。

教育部長

3点目の御質問について、去年所管しておりましたので私のほ

うでお答えさせていただきますが、実は、LINE株式会社、先ほど指導課長からもお話がありましたが、既にうちのほうでパイプは持っております。牛田委員がおっしゃられたように、体制をとることは可能なのですが、相談を受けるところ、要するに相談者をキープすることが非常に難しい。費用対効果でどうなのかというのは、もうその時点で、長野県や、昨年、神奈川県でもやったのですけれども、そういう報告が入っています。

同時に、本市では、前回、はだのっ子学びウィークの中でeライブラリーの活用ということをちょっとお話ししましたが、あのeライブラリーに関しましては、生徒全員にIDが発行されると。そういった機能の中で掲示板のような機能もございますので、そこで、「つばさ」のほうで室長を任用させていただいていますので、その方にそのeライブラリーの相談、掲示板のようなものを活用していったほうが現状としては実用的なのかなと。ただ、やはりLINEの子どもたちの知名度ということを考えていきますと、その両面を踏まえて現在検討中と。ですから、SNSを活用した相談体制については、やはり有用性が高いので、現在、検討し続けているという現状でございます。

以上です。

牛田委員

2つ目の教材の関係ですが、たしか、これはずいぶん昔から、これは大変だということで私が若いときの校長先生の言葉が耳に残っていますが、とにかく保護者の負担のことをよく考えて慎重に副教材の選定をしてほしいというようなことをよく言われた校長先生がいらしたのですね。いろいろな面でどうしても一般家庭を想定してしまいがちなのだけれども、経済的にさまざまな家庭があるということを十分承知をしたうえで対応してほしいというようなことをおっしゃった校長先生がおられました。

確かにそうなのですね。今、経済的格差と子どもの貧困などもよく話題になっていますが、私もそのとおりだと思います。先生方は、私も含めてそうだったのですが、比較的身分が安定していますから、そういった本当に今日の100円をどうするのかという心配をすることもなく生活していますが、家庭によってはそういう方もおられることを十分承知したうえで検討してほしいというお話でした。

そういった意味で考えていくと、もちろん今までもされていると思いますが、校長会ということもここに書いてありますが、あわせて小学校の教育研究会、中学校の教育研究会、それぞれの教科部会の中で、具体的に先生方のお一人お一人にそういった意味

合いをつないでいかないと、なかなか校長会を通じてといっても、そこで十分な情報、思いが先生方には伝わらないので、直接先生方に伝わるようにしていただけたらいいかと思いました。

そんなわけで、これからも気をつけていただきたいと思います。  
以上です。

片山委員

今のSNSの関係で、私もSNSは、今、部長がおっしゃられたように難しいと思っています。19ページにもあるのですが、19ページの真ん中ぐらいの巡回相談支援事業の6行目の下ぐらいに「相談員が校内を巡回し気になる児童に声をかけ」というようなことが多分たくさんあるのだと思うのです。そういうことが、声をかけないと返ってこないというのは、子どもと教師の関係がうまくいっていない点があるのかなという気がちょっとする。だから、そこを言いやすいような環境をつくってあげると、子どもは何でも言えるのではないか。そう思うと、あまりSNSとかを無理して引く必要はないかと私は個人的には思います。

それとは別なのですけれども、当市の魅力として有名なものは何だと思えますかという質問をされているのですが、僕も知りたいのです。八尋議員は何を考えられているのかを知りたいと思っています。

生涯学習課長

八尋議員の答弁の中には御自身のお考えを述べていらっしゃるところがなかったと思うのですが、ただ、実際に前もって八尋議員にお話を伺いに行ったときには、実はこの後に、二次質問といたしまして桜土手古墳展示館の質問をする予定だったのですけれども、ほかの質問などのボリュームがございまして、時間の関係でそちらの質問には及ばなかったのですね。ただ、最後に、この歴史の部分よりは、桜土手古墳展示館のリニューアルにあわせて、秦野の歴史の一端である実朝の首塚を題材とした『実朝の首』という小説があるのですね。それは史実に基づいたものではなく、大分フィクションも入っているのですが、そういったものを活用しながら秦野のPRに努めていただければというような要望で結果的には終わっております。

高橋委員

11ページですけれども、村上茂議員から中学校給食の残渣について質問されております。お答えで、「センターでは、大量処分となるため一括処分の予定である」と答えられているのですが、最近、食品ロスということが大変問題になっていて、これから秦野スタイルというすばらしい形式で学校給食を始めるに当たり、残渣の処理方法にも将来を見据えた、他の模範となるようなやり方で取り扱ってほしいという希望がありますが、これは、民間に



学校教育課長 委託するときに要望を付け加えることはできるのでしょうか。

今回、施設の整備は民間主導であり、また所有も民間企業ということ想定しています。今後、受注企業の募集を開始する中で独自の提案としていただけるような仕掛けができればと考えます。

事業用地は機能も非常に限られると思いますが、その中で民間企業と意見を交わし、工夫することで対応していきたいと考えます。

以上です。

内田教育長 先ほど牛田委員の西中学校の入り口の関係で、北側のところは工事車両が入るので、東側のバス停のところの交差点寄りに近いところに、丹沢まつりのときにいつもフェンスを外して出入りをさせるのですね。今言ったのはそのところを指しているのだと思うのですね。ですから、こっち側は確かに危なくなってしまうので、そちらから入れるという話なのだと思います。

牛田委員 鉄門がありますね。重い鉄門が東側のところに。あそこではないのですね。

教育総務課長 重い鉄門というのは、バス停の近くのところでしょうか。

牛田委員 バス停の近くに高さが70センチぐらいの黒い鉄門があるのですが。

教育総務課長 そこではないです。

牛田委員 そこではない。歩道橋側のほうですね。

教育総務課長 歩道橋側に。

内田教育長 歩道橋側のネットを外してしまうのですね。いつも丹沢まつりのときは、植木屋さんがあそこで販売するときに、そこから入れている。中が入れないですから。

牛田委員 わかりました。

内田教育長 ほかにどうでしょうか。

片山委員 7ページの図書館長のお答えの中で、「本市図書館が求める内容」と書いてありますが、具体的には何を指しているのか教えていただけますか。

図書館長 図書館の現状のシステムを今まで使ってきた中でいろいろな課題とか、こうなったらいいなとか、こう処理できたらいいなとか、あるいは利用者の方からも、蔵書検索や予約をする際にこういうふうにはならないのですかというような問い合わせもあります。そういうものを全部含めて、システムの機能として基本的に500項目をこちらで、これは実現してくださいと挙げているのです。それを各参加提案事業者が、自分のところできる、でき

ないという評価を書いて出しているということで、まず、それを全部達成していただければ一番理想かということで、「内容に最も適合した」というのは、大方その辺のところを言うものです。

片山委員

それに関して資料No. 9の点数が非常に近いですね。1,035点と1,045点で、どういう差があるのだろうとちょっと思ったのです。もちろん1,045点選ばれているのですけれども、本当にその10点って何か意味があるのかなと思っています。

図書館長

点数は、実際に審査員がそれぞれで採点した結果、それと先ほど申しあげました500項目の採点、それ以外にデータセンターに関して70項目の採点、それから提案見積価格の採点、その辺で、参加した事業所はどこも大体いろいろところで過去から実績を多く積んでいる大手の企業といいますか、4者とも実績の多い信頼の置ける企業でした。その中で、要は接戦だったということで、その500項目ですとかデータセンターに関する部分、あるいは価格、その辺ではほとんど差がない横並びの状態でした。

あとは、実際の提案書の内容、今後のシステムの拡張性ですとか独自の提案、その辺の部分を含めて実際のプレゼンテーションを行ったのですけれども、そのプレゼンテーションについての評価を各審査員が評価した結果、最終的にこういう点数になったという形です。

内田教育長

ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

片山委員

資料No. 8の洋上体験研修について、清川村がずいぶん多いのは何か理由があるのですか。

生涯学習課長

清川村は、個人負担の1万8,000円を村が負担されているということがございまして、去年もたしかそうだったと思いますが、10人の参加がございまして。

内田教育長

清川村は毎年10人確実に出していただいている。これは、それぞれ5町村で50人という想定なのですね。秦野市が50人の想定。それをほかのところはちょっと減ったり、変動があるのですが、清川村は毎年10人を確実に出していただいで。

よろしいですか。

牛田委員

資料No. 5の研究所公開講座の関係ですが、毎年こういった形で活動をされております。今年の場合、「自覚を促す情報モラル教育」ということで、対象者が教職員、保護者、市民というようなことになっています。これは、場合によっては、中学生は多分来ないだろうけれども、親子というのは、何か内容次第だと思えますが、親子でも内容的に対応し得るものであれば、そういった企

内田教育長

画もあっていいかと思います。最終的には、どうしても子どもにかかわることなので、「親子連れでどうぞ」というような企画もあっていいかと思いますので、次年度以降、何か機会があれば御検討いただけたらと思います。

資料No. 6の岩田傳三郎の下の写真の右側に、これは現天皇陛下と、その左側は草野さんが写っていて、一番左がみやま山荘ですから丹沢山のほうだけれども、鍋割山荘は昭和57年に加えたのですね。覚えている方がいられるのではないかと思うのですね。

それでは、質疑等を終了して、次の4の議案に入りたいと思います。

議案第14号「秦野市学校給食センター（仮称）施設整備及び運営事業に係る企画提案型事業選定委員会規則を制定することについて」の説明をお願いします。

学校教育課長

それでは、議案第14号について御説明します。

本案は、学校給食センターの整備及び運営の委託事業者を選定するための審査会の名称、組織及び運営について、必要な事項を定めるものです。

お手元の議案第14号の資料を御覧ください。この資料の1の選定委員の職務は、本事業を公民連携、いわゆるPPP方式で進めるに当たり、「公募型プロポーザル方式」で募集した受注希望者から優先候補者を選定すること、また、市に対し同事業の推進に関する助言等を行うことを職務としております。

2の委員の構成ですが、8名の委員で構成することといたします。まず（1）として、本市の小学校または中学校の保護者から1名。（2）栄養学及び献立開発の学識経験者から1名。（3）建設及び都市環境の学識経験者から1名。（4）PPP（公民連携）の学識経験者から1名。そして（5）として、本市所管部局長から4名をそれぞれ委員として委嘱したいと考えております。

なお、これらの委員の氏名は委員会設置段階では公表しないこととし、非公表のまま選定作業を行い、受注候補者の選定及び公表と合わせて委員名も事後に公表したいと考えております。

また、3にございますように、会議は非公開といたします。

4の開催予定ですが、第1回は来月上旬に開催し、中学校完全給食の現在までの進捗状況を含む事業概要について委員に説明いたします。また、受注候補者の募集及び評価基準等について協議をいただく予定でおります。

第2回は10月下旬に開催し、当日は、受注希望者からのプレゼンテーションを実施するとともに、委員による評価、選定作業

を行い、受注候補者と優先交渉順位を決定いたします。

第3回は11月に開催し、優先交渉順位に基づく契約交渉の結果を報告するとともに、契約内容について協議をいただく予定でいます。

いずれも現時点での予定であり、詳細については、委員会設置後、委員の協議により決定いただきたいと考えております。

資料の裏面、2ページを御覧ください。先月の教育委員会会議で議決いただきました実施方針は、5月17日に公表しました。また、同月29日には現地説明会を開催したところ、参加を検討する21企業34名に参加いただきました。

また、PFI方式等では、事業の検討段階に実施いたします民間企業との個別対話、いわゆるサウンディングと称されておりますが、こうした個別の対話を実施したところ、さまざまな業種の企業から申し込みをいただき、今月21日までにそれらの質問や意見の聴取を行いました。具体的内容につきましては、企業の皆さんから原則非公表としてほしいというように求められておりますので差し控えますが、検討すべき行政の課題が明らかとなる一方で、実現に向けた確かな手応えも感じたところでございます。特に、今回、秦野方式として提案した独自の事業スキームに対しては、いずれの企業からも共感や賛同を得ております。PFIなど従来方式における課題を解決し、公民連携の新たな手法になり得るものと期待しているといった評価もいただいているところでございます。

今後は、7月上旬に第1回の選定委員会を開催し、下旬からは受注希望者の募集を開始したいと考えております。これと平行して、北中学校、渋沢中学校、鶴巻中学校及び南が丘中学校に設置するエレベーターの設計作業も進めてまいります。

10月下旬には第2回選定委員会を開催し、プレゼンテーションを受けて候補者の選定を行います。また、11月には、選定候補者との契約交渉を行い、その結果を第3回選定委員会で協議いただいたうえで、仮契約の締結まで進める予定でおります。そのうえで、12月議会の議決をもって正式に契約を締結し、直ちにセンターの設計、建設作業に着手いたします。来年度は、センターとエレベーターの整備を本格的に進め、再来年度、令和3年9月までには全ての施設の完成を、また、10月と11月には見学会や試食会も含めた対応準備を行います。

施設整備と並行して献立の作成、食器・食缶の検討、食育や地産地消への取組なども進めながら、目標とする令和3年12月か

内田教育長

らの給食提供開始を目指しております。中学校給食の開始を楽しみにしている子どもたち、保護者をはじめとする市民の皆様はもとより、先ほどお話ししましたように、民間企業からの期待にも応えられるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問がありましたらお願ひします。

いずれにしても、初めて取り組む事業ですので、慎重の中にも慎重を期して、また、先日議会で議決いただいた20年間で総額69億円という債務負担行為も念頭に置いたうえでこの選定を考えていく必要があります。どういう業界の方、業者の方が参加されるのかは現時点ではまだわかりませんが、選定は全体で8名の委員会を構成するという形になります。

これについてはよろしいでしょうか。

それでは、議案第14号「秦野市学校給食センター（仮称）施設整備及び運営事業に係る企画提案型事業選定委員会規則を制定することについて」、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なし—

内田教育長

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、5の協議事項に入りたいと思います。

まず、(1)の「幼児教育の無償化に係る関係規則の改正等について」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

協議事項(1)と書かれました資料を御用意ください。「幼児教育の無償化に係る関係規則の改正等について」でございます。

先ほど第2回定例会の報告がありましたが、その中で本年10月から予定されております幼児教育の無償化に伴いまして、3歳から5歳の子どもの幼稚園や保育所に係る利用料が無償化されるというものですけれども、秦野市立の幼稚園につきましても、4、5歳児が対象となっていることから、全ての園児の保育料が無償化されるということで議決をいただいたところでございます。

また、それに伴いまして、入園料につきましても本年10月から無償とすることにいたしておりまして、そちらについても議決をいただいたところでございます。

これにより、秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例が廃止となることに伴いまして、改正等が必要となる規則等について説明いたします。まず、1点目、保育料徴収条例の廃止に伴い、施行規則も廃止になるということでございます。2点目として、秦

野市立幼稚園園則の中で、保育料をどこで定めているかという記述があるのですが、そちらが現在は、資料の旧のところになりますが、「秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例で定める」と書いてある部分が廃止となり、今度は、4、5歳の1号認定の子どもの保育料については、「秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例」という秦野市内の公立、民間等、全ての保育所、認定こども園の保育料を定めている条例に統合される形になりますので、この条例名に改正するというものでございます。

また、3点目としまして、秦野市立幼稚園の管理運営に関する規則施行規程で、2ページ目に資料をつけているのですが、様式第10号で「入園願書」の様式が定められているのですが、網かけしている「保証書」という欄を御覧ください。こちらは、万が一、入園料や保育料を滞納した場合の保証書欄を設けていましたが、入園料、保育料ともなくなりますので、この「保証書」の欄を削除するというので今後改正をしていきたいと考えております。

次に、幼稚園型一時預かり事業ということで、幼児教育の無償化に伴いまして、幼稚園型の一時預かり事業を利用する方につきましても、その一時預かりを利用する理由が就労のためということで、保育園、こども園などに入所する要件とほぼ同じ要件を満たしている方につきましては、月1万1,300円を上限としまして無償化になりますので、その規定をこちらの規則に追加していくことになります。

本日は概要だけの御報告になりますけれども、こちらは、関係規則等を整理いたしまして、10月の実施前までに改めて議案として提出させていただきたいと思っております。

説明は以上となります。

説明が終わりました。

入園料は、入園のときに1回だけ5,400円の負担をいただいていた。新たな幼児教育の制度になったときに、こども園の1号認定の子どもたちが、昔の保育所ですから入園料は取っていない。そうすると、それぞれで取っているところと取っていないところと出てきてしまった。今回初めて全てが無償になるということですから、3、4、5歳ですね。その子どもたちのうち、幼稚園部門というのは4歳、5歳が、現状では5,400円取っていたのですね。それを今回無償化になることによって、こども園と同様にしましようということで廃止と。これは議会で議決いただ

内田教育長

教育総務課長  
内田教育長

きましたから、今度、それに伴って教育委員会の規則を改正していくこととなります。

この保証書欄も入園料というものが入っていますから、そういうことでこれは整理する形になると思います。

これは次回のとき、あるいはその次ぐらいで正式なものを出してくる。

そうです。

また改めて全部整理されたものを出していくという形になります。

一時預かりのほうは、さっきの説明で、2種類あるでしょう。有償になる部分と無償の部分と。それをもうちょっと説明してもらえますか。

教育総務課長

一時預かりにつきましては、今、利用する理由は特に問われていなくて、お仕事のためですとか保護者のリフレッシュのためという、何でも理由を問わず利用が可能となっております。それで、1回の利用につき、時間帯で400円であったり300円であったりと決められていて、利用回数に応じてその利用料をいただいているところですが、その一時預かりを利用する理由が、就労のためで、保育所に入るのと同じような条件で、幼稚園は時間が2時半までと短いので、そこを補うための手段として一時預かりを利用している方につきましては、月1万1,300円までなのですが、そこまでを上限として利用料を無償化しますというようなことになっております。なので、リフレッシュで使いたいという方につきましては、これまでどおり、同じような金額が利用料としてかかってくることになりまして、お仕事のため、フルタイムというか、そういったお仕事の状況で御利用になる方につきましては、例えば1月の利用料が2万円かかったとしますと、1万1,300円までは無償となりまして、その差額分の8,700円につきましてお支払いいただくという状況になります。

内田教育長

幼稚園の一時預かりが、新たな制度で市町村が実施した段階で、保育所あるいはこども園の待機児童の解消策の補完的な色彩で使われているということがありまして、仕事の場合には無償でという制度なのですね。ですから、リフレッシュということになると、そういう制度の中では違うよという考え方だと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、続いて(2)の「秦野市学校運営協議会設置校の申出及び委員の推薦について」、説明をお願いします。

教育指導課長兼  
教育研究所長

では、協議事項（２）につきまして御協議いただきたくお願いいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４７条の規定に基づく学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールにつきまして、このたび、秦野市学校運営協議会規則第３条３項に基づきまして、別紙１、別紙２のとおり、学校運営協議会設置の申し出が上小学校と南が丘小中学校からございました。

上小学校につきましては、別紙１にありますとおり、これまで地域との連携の中で特色ある取組を実践してきておりますが、さまざまな環境の変化の中で児童数の減少傾向があり、特認校制度の施行に向けた準備を進めているところです。今まで以上に学校の特色を理解していただき、魅力ある学校づくりを地域との連携を強めながら進めていくものになっております。

別紙２にあります、南が丘小中学校は、昨年４月の教育委員会会議でも御報告させていただきましたが、今後のあるべき姿に沿った形ということで検討を進めてまいりまして、本市では初めての複数校で一つの学校運営協議会の設置となります。これまでの異校種間の連携の成果を土台といたしまして、子どもたちの育ちを地域とともに一体的に支える体制づくりを進めるものになっております。

それぞれ別紙３、４にあるような委員の構成で学校運営協議会の設置を目指すものです。

以上、よろしくお願ひいたします。

内田教育長

説明が終わりました。質問等があればお願ひしたいと思ひます。

前にお話ししたかと思うのですが、小中それぞれでつくるということで始めてきましたけれども、メンバーの人選でいずれ難しくなるのではないかという想定を当時からしていたのです。ですから、今回初めて南が丘に関しては小中で一体のものをつくると。将来を見越して義務教育学校ということも念頭に置くと、中学校区単位での今までの動きがありますから、そういうことも１つの方法ということでこういう動きが出ています。

飯田委員

上小学校の運営協議会の中に、臼井さんが自由学校となっているのですけれども、これはどういう組織というか活動をされている団体なのでしょうか。わかりましたらお願ひします。

教育部長

上地区に訪問型個別支援事業の「つばさ」を設置する際に、当時の総務課長と一緒に地域を回らせていただきました。その際に、既に上地区では、地域と一体となった学校づくりをしていく中で、皆さんで、有志で、保護者、それから卒業生が中心となって、地



内田教育長

域で学校を支えるような仕組みがもう設置してございました。それを皆さんが「上自由学校」という名称で組織化しているというような形です。

私はその話を聞いたとき、かなり驚いていたのですが、文部科学省が推奨する地域協働本部、杉並区で設置していた地域と一体となった学校づくりの原形のようなものを既に上地区ではやっていたと。ですから、任意団体ということで活動していたと伺っております。

以上です。

ほかで言うところの支援組織と言ったらいいのですか、地域の方たちが集まって、学校とかいろいろなことを支援していくような仕組みをずっと前から持っておられたのですね。ですから、それがずっと引き続いていると考えていいのでしょうか。

飯田委員

この取組の中でも上自由学校が富士登山をやっていたり、いろいろな取組の中にも入っているの。臼井さんが代表ではないのですか。

教育部長

私の記憶では、私が御挨拶に伺ったときは臼井さんが代表でございました。ただ、代表の方が毎年変わっているのか、そこまでは精査していないですが、メンバーは割と固定してしまっていて、今、飯田委員から御指摘をいただいた、遠泳も一緒に行っているということで、ありとあらゆる学校行事の中に入り込んで、学校のキャンプにもいられるということで、本当に、いわゆる文部科学省が目指している「地域とともにある学校づくり」を何年も前から実践されているということで、大変すばらしい取組だと思っております。

飯田委員

PTAのOBなども、遠泳とか登山に協力しているのですけれども、上自由学校には参加しているのかどうかはちょっとわからないのですが。

内田教育長

多分参加されていると思います。このやっている事業は、学校の取組の大部分にお手伝いいただいているのでね。

飯田委員

わかりました。ありがとうございます。

内田教育長

よろしいでしょうか。

では次に、6の「その他」に入ります。

まず、(1)の「令和元年度園・校における防災訓練（引き取り訓練）の結果について」、説明をお願いいたします。

教育総務課長

今年度行われました園・校における防災訓練の結果について御報告させていただきます。資料、その他(1)と書かれましたものを御用意ください。

まず、実施日でございます。6月6日を基準日といたしまして、西中学校につきましては5月27日、南、北、鶴巻中学校につきましては6月5日、本町、東、南が丘中学校につきましては13日に実施いたしました。

訓練の結果でございます。表としてまとめておりますが、小・中・幼・こども園全ての参加をいただきまして、参加した児童・生徒、園児数合計で1万2,911名となっております。引き取りに来られた保護者数、また一時保護した児童・生徒・園児数となっておりますが、一時保護した児童・生徒・園児数につきましては629名、参加者に対して4.9%の割合となっております。

この訓練を踏まえまして、園や学校から提出された意見、課題をまとめたものが3番以降になりますが、まず、件数としましては、訓練環境の整備についての意見が合計で18件、保護者の防災意識の問題にかかわるものが16件、情報伝達訓練の実施方法にかかわるものが7件、合計で41件の意見が寄せられております。

ページをめくっていただきまして、(2) 主な内容です。こちらは、今申しあげました41件の中から主なものを抽出したものが(2)の内容になります。

まず、防災訓練の環境、あと実施時期についてということで、この訓練を実施した日は、気温が高く、日差しも非常に強かったところから、熱中症の危険性があるということで、急遽、教室での引き渡し訓練に変更した学校もありまして、そういった当日の状況に応じた変更が行われたということがございました。

これを踏まえまして、6月は猛暑日となることも多いので、ターフを設置するなど、避難環境の整備をきちんとしなければいけないということに加えまして、訓練の実施時期を検討する余地があるのではないかというような意見が寄せられております。

2点目といたしまして、引き取り者名簿ですけれども、実際の訓練のときに引き取り者名簿に記載のない方の引き取り希望があるということで、対応に苦慮するような事柄があったようです。名簿の取り扱いについて再確認するとともに、対応方法についてマニュアル化していく必要があることを改めて指摘されております。また、引き取り者の本人確認の方法についても検討していく必要があるという指摘が寄せられております。

3点目として、情報伝達訓練です。訓練終了後に無線を使って訓練が終了した時刻と訓練に参加した人数を報告するような形での訓練を行っているのですが、参加人数については、正確な人数

を把握するところに時間を要するところから、まず、実践での訓練については、「訓練が今終わりました」という報告だけにとどめて、正確な人数報告については、改めて紙での結果報告書で行うように変更してもらえないかというような意見が現場からは寄せられております。

最後、保護者の防災意識というところで、これは毎年出る意見なのですが、保護者の意識は年々高まっているのですけれども、依然として車での引き取りですとか訓練にそぐわない衣服、危機意識の低い方が見られるということがありました。私が先ほど申し上げましたように、その当日は気温が高く暑いということもありまして、やはり服装が軽装であったり日傘を差していたりというところで、ちょっと目につく状況が多かったと聞いております。

また、引き渡し後に保護者同士が私語をしていたりとか、子どもと別々に帰るというような姿も見られたようで、訓練の目的、方法について、改めて根気よく呼びかけていく必要があるというようなものが寄せられております。

4番としまして、先ほどの意見を踏まえて、課題と今後の対応というところで、それぞれの項目に合うような形でまとめさせていただきます。

まず、1点目の訓練環境及び実施時期ですけれども、御指摘にありましたように、近年、猛暑日を記録する時期が早まってきているところから、訓練時期の見直しというような意見もあつたのですが、まず、訓練の意義を踏まえたうえで、参加者が適切な体調管理を行えるような環境整備を整えて、猛暑日を想定した訓練方法といったものを検討する必要があるのではないかと考えております。

また、その時期の変更につきましても、災害はいつ発災するかわからない。いつ発災してもおかしくないということを念頭に置きまして、まずは、新入生が、何かあつたときに避難行動を行えるようにすることを教えるといった意義から、やはり年度の早い時期に行うのが望ましいと考えております。また、実際に行っているこの6月という時期は、梅雨ということもありますし、気温が高くなる時期ということもありまして、あらゆる環境下での訓練が想定できる。暑いから大変だったところもあるのですけれども、それを返せば、逆から見れば、あらゆる想定の中での訓練ができるということもありますので、そういった適切な対策を講じた中で有意義な訓練を実施することを考えていったほうがいいのではないかとというところで、園・校とこれから協議をして共通理

解を図っていきたいと考えているところです。

また、引き取り者名簿につきましては、東日本大震災の際に、引き取り者名簿にない方に引き渡しを行ったということで行政側が敗訴するというような判例が出ております。こういったことを踏まえまして、必ず名簿掲載者に対して確実な引き渡しをしなければならないということを保護者に対しても改めて御理解いただきたいと思っております。また、確実な引き渡しという観点から、名簿に、例えば顔写真を掲載しておくなど、実際の発災時に有効な方法といったものも検討する必要があるのではないかと考えております。

また、新たな状況といたしまして、最近、児童ホームを利用する保護者の方が増えていることから、児童ホームの方に引き取りをお願いしたいという申し出もあるようで、こういった社会情勢を踏まえて、現実的な引き取り者名簿となるよう掲載ルールの精査を行っていく必要があると考えております。

そして、3点目、情報伝達訓練ですけれども、先ほど報告の内容を見直してもらえないかというような話がありましたが、実際の発災時を想定しますと、電話が不通になること、また、電気や道路のインフラ整備に不具合が生じるおそれがあります。また、発災後の物資供給ですとか避難者の誘導につきましては、まず、第1報の各施設からの避難者情報に大きく左右されてくるということがあります。そういうことを踏まえまして、発災時に迅速かつ円滑な行動がとれることを想定して訓練をする必要があるところから、まず、防災行政無線を実際に使用してみる、使用方法を覚えることを訓練の目的としておりますし、参加人数につきましても、まず、第1報としてどれだけ正確に集約できるか、そのためにどうするかという訓練を積み重ねる必要があると考えておりますので、報告を分けるのではなく、どうしたら早く正確に人数の把握ができるかというところに視点を置いた訓練の充実を図っていきたいと思っております。

また、実際、無線を使った報告をしようとしても、うまくつながらなくて電話で報告となっているようなケースも見受けられますので、情報伝達訓練の機会を増やすことも考えまして、使用方法の習得に努めていきたいと思っております。

最後、保護者の防災意識につきましてはですけれども、依然として車で来校するような保護者の方もいて、路上駐車ですとか近隣駐車場の利用も散見される状況です。また、今年度の訓練におきましては、多くの子どもが行き交う中、車の出入庫に当たり強引

な割り込みをするというような危険な運転なども見られたという報告も受けております。ですので、こういったことを周知徹底して、駐車場、学校周辺の道路の見回りの強化を行うことで、より一層の対策について検討していく必要があると考えております。

以上となります。

内田教育長  
飯田委員

説明が終わりました。どうでしょうか、何か御意見があれば。

実は、私の娘も中2で、ちょうど引き取り訓練のときにうちの妻も、自分もちょっと行けなくなってしまったのですね。やはり誰かに頼もうかといったときに、うちの妻が、「名簿にないので多分引き渡してくれないので無理だよ」と言われて一時預かっていただいたのですけれども、今後、本当に災害が起きたときに、そういった方が結構いらっしゃると思うのですね。名簿を何人まで登録できるのか、また、ここにもありましたけれども、児童ホームを利用している保護者の方はそこの方にとか、近所の人に行ってもらおうとか、友達の親に行ってもらおうとか、そういう人が結構出てくると思うので、そうした取り扱い、引き取り者の名簿についての検討はなるべく早く形にしたほうがいいと思うのですけれども。

教育総務課長

おっしゃるとおりで、実際に起こったときと考えると、記載されている人数だけで対応できるのかというところがあると思いますので、そういったところを踏まえまして、園、学校と協議をして、ルール化していきたいと思います。

飯田委員

今、何名までと決まっていたのか。自分もちょっとよく見なかったのですけれども。

教育総務課長

確か3名だったと思います。

内田教育長

たった1名ということではないでしょう。複数人でやっているでしょう。

教育総務課長

複数人ではあるのですけれども、3名だったと思います。

内田教育長

それを、例えば増やすとか、少なくとも、ルール上は知らない人に渡すわけにいかないというのが基本でしょうから、その数をどの程度まで増やすかというのはまた議論の余地がありますが、複数にしていくということで検討を進めてみていただきたいと思います。

牛田委員

今、その訓練結果の表ですが、中学校は594人が一時預かりになっていますね。これは、引き取り訓練ということで事前に通知をして、依頼してだったのにもかかわらず、これだけの一時預かりの子どもがあるということで、計算してみたら16%の引き取りがなかった、一時預かりに預かったと。これ、実際に発災し

たときには、もっともっとたくさんの数になるのではないかと私は想定するのですね。そう考えたときに、一時預かりとしているときの、別途、マニュアルではないけれども、その間の学校の対応あるいはそういう場所への地域からの支援体制も場合によっては必要になってくるのかなど。地域ももうそんな状況ではないのかもしれないけれども、ちょっとそんなことを感じました。

先ほど課長のおっしゃったとおり、いつ発災するかわからないですね。雨の場合なども当然考えられますね。校舎には入れない。耐震検査が済まない避難所にならないので、そうすると外にずっといるような状況になってくる。テントも張らなくてはいけないのかどうか。いわゆる一時的に子どもたちを預かるということは、この時点ではいいけれども、では、その後どうするのかということが少し気になりましたので、その辺、もうちょっとイメージしながら対策を考えていかないといけないかと1つ思いました。

教育部長

既に何年か前からそういう試みをやっている学校も実はございまして、北中学校は、逆に防災課の方に来ていただいて、この一時保護した生徒に対して避難所の開設のトレーニングを一緒にするというようなことをしています。つまり中学生の場合には、ある程度自立した活動ができるということで、発想を変えて、逆に要支援者ということで支援をする側に回るといったような考え方をしています。

私は、コミュニティ・スクールの取組の中でも、西中学校は、たしかジェットストーブの作成で防災学習を意識した取組をしています。東日本大震災でも、釜石市では、園児を引率して中学生が高台に誘導したというようなケースもありますので、いずれ中学校もそういった対応が進んでいるのではないかと。

また、実は防災計画につきましては、昨年文部科学省からさまざまな情報提供がございまして、研究所で防災アドバイザーの吉田さんが、去年、南小学校に講演に来られまして、学校の防災マニュアルについての見直しを依頼していると記憶しております。ですから、そのあたりも含めて、また別途検討してまいりたいと思っております。

内田教育長

例の東日本大震災で、今、部長が言った「釜石の奇跡」という、高田教授でしたか、群馬大学の教授が、今、東大の教授になっておりますね。その方が中学生に「助けられる人から助ける人に」という、もう中学生なんだから助けられる側ではない。助ける側に回れと。そういうことも各学校の中でやっていかなければいけ

ないと思いますね。

一番心配するのは、例えば土砂降りだと。発災して土砂降りだと。それで、建物が耐震上、問題ありやなしやがはっきりするまでは中に入れない。そういう場合どうするのかという議論は意外とならないのですね。「表にみんな突っ立ってるの」と。防災倉庫もつぶれてしまいましたと。そのときに「テントどうするの」とか、そういう議論が意外とされていないものですから、そういうところも防災のほうに投げかけて、どうするかということシミュレーションするような形をとりたいと思います。

牛田委員

ある程度、システムとして全体が動いてくれる状況なのか、今、部長が言われたとおりで、大いに子どもたちも活躍できるような、子どもたちが、支援されるのではなくて支援する側に回ると思うのですが、その間をどう対応するのかということをおもって考えてもらいたいと思います。

内田教育長

発災して、それまでの間ですね。どうしても間があくわけですから。

牛田委員

あと、2ページの引き取り名簿のことですが、今3名というようにお話がありました。本人確認のほうですが、顔写真はなかなか難しいですね。そこまで求めるのはね。今もやっているのかどうか、今のところで引き取り者名簿に記載のない方の引き取りの希望があって苦慮したと。一番下の4行目で「本人確認の方法を検討していく必要がある」という、これは、いわゆる名簿にない方が引き取りに来た人の本人確認なのか、あるいは名簿にあるのだけれども、その名簿にある方かどうかの本人確認という意味なのか、どっちなのでしょう。

教育総務課長

名簿に載っている方であっても、本当にその方かどうかわからないと。よく顔を合わせる保護者の方であればわかる割合は高いのですけれども、そうではない方がなっていた場合に、ちょっとわかりにくいというような状況です。

牛田委員

なるほどね。今もやっというらっしゃるのかどうか、大体の引き取り人名簿の中に、名前は当然ですね。名前、住所、それから続柄、そして、例えば生年月日とかというところまで記載してもらって、こっち側はその書類を持っていて、来られた方に「すみません、お名前と住所と生年月日を教えてください」とかというような、あるいは暗証番号、学校が暗証番号を事前に把握しておいて、その方に「暗証番号何番ですか」というような、そこで照合する。例えばの話で、そこまで行くかどうかね。そうでもない本人確認ってなかなかできないのでね。

教育部長	<p>あとは、最終的には子どもが、「いや、〇〇のおじさんだよ」とか、その前にね。</p> <p>いろいろな仕組みを検討していかなければ、防災アドバイザーの吉田さんに話を聞きたいというのはそういうことで、大阪北部地震のときも、アドバイザーの方の意見を学校は聞いていたのに対応しなかったというのが、一番私はインパクトがあるので、防災アドバイザーに相談するという形をとっていますけれども、やはりさっき飯田委員がおっしゃられたように、子どもが顔を知らない人には多分渡せないだろうなど。顔写真よりも何よりも、子どもが「この人知ってるか」と言ったら「知らない」という者には、多分渡せないでしょうし。それと、あまりに煩雑になってしまうと、学校によっては、1,000人の子どもを引き渡しますので、その辺、学校の意見も聞きながらアイデアを固めていきたいと思います。</p>
牛田委員	<p>今ふと思ったけれども、暗証番号って簡単かもしれないね。例えば、事前に内々に学校に通知していて、引き取りに行くにはその番号を言うとか。</p>
内田教育長	<p>受けた側が暗証番号を承知しているわけ。忘れてしまったら、どうにもならないですからね。ちょっとそういうことも含めて。</p>
高橋委員	<p>今いろいろ、3ページに、梅雨のときの大変な引き取り時期なのですけれども、適切な対策を講じればと、本当にそのとおりだと思います。いつも晴天のいいときばかりと限りませんので、あらゆることを想定した対策が必要になってくるかと感じます。</p>
内田教育長	<p>いずれにしても、あと5年あるいは10年ぐらいたてば、顔認証などというシステムが成立してくるでしょうから、そうすると、そこに顔をぱっと写真で「この人は〇〇さん」と出てしまうような時代が来れば、一番簡単かもしれませんね。</p>
学校教育課長	<p>これはよろしいですか。</p> <p>それでは、続いて(2)の「上小学校特認校制の取組について」、説明をお願いいたします。</p> <p>私からは上小学校特認校制の取組について報告いたします。お手元の資料、その他(2)を御覧ください。</p> <p>先月の教育委員会会議でもお知らせいたしましたとおり、上地区の保護者や地域団体等、有志の皆さんと先月23日に意見交換会を開催いたしました。最初の会議ということで少人数による意見交換となりましたが、地域の皆様の関心の高さを反映してさまざまな意見をいただくことができました。その一部につきましては、お手元の資料の(4)に主な意見等として記載したとおりで</p>



ございます。特にウの広く地域住民の意見を聞きながら、計画的に準備を進めるため、先ほども協議でございました設置予定の上小学校運営協議会の委員を中心とする検討組織を設置してほしいといった意見、また、エの保護者に対してはできるだけ早く説明の場を設けてほしいといった意見などがございました。

裏面、2ページを御覧ください。こうした意見を踏まえて、今月8日土曜日に開催されました上小学校の保護者による学校訪問の機会を捉えまして、特認校制に関する説明会を急遽開催いたしました。そこでの質疑応答の要旨は、2ページの(4)のとおりでございます。保護者の皆さんの関心も高く、上小学校を中心とする地域の活性化に向けての期待を改めて感じたところでございます。

3の今後の予定ですが、地域の皆さんの意見を踏まえ、そうした思いを実現できるよう、まずは、上小学校への特認校制度の導入懇話会の設置に向けた準備を進めたいと考えております。先ほど教育長、教育部長からもお話がございました自由学校を中心に、上小学校は既にさまざまな取組が進んでおります。この特認校制が話題になってから、私ども学校教育課は、既に地域の皆さんからお尻をたたかれる側に回りまして、まだかまだかといろいろな御意見をいただいております。

今後、懇話会の設置後は、参加者の皆さんと一緒に、例えば先行自治体の視察なども含めた検討を進めていきたいと考えております。また、地域の保護者の皆さんとの意見交換なども行い、今年10月を目途にそうした意見を取りまとめ、来年4月の入学者を対象とした特認校制の導入を目指していきたいと考えております。

報告は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

内田教育長

説明が終わりました。何か御意見があればお願いしたいと思っております。

いずれにしても、上地区の活性化も踏まえたうえでやっているという考え方ですが、わざわざ、海外から帰国して上小学校に通学している方も既にいるようですから、特認校制の導入を発表していくことによって、新たな展開が見えてくるのかなという気はします。

牛田委員

参考までに、もし数字を把握されていたら教えていただきたいのですが、片浦小学校、相和小学校、それぞれ15名、10名ということですが、これは学区外の子どもは何名ぐらいこの中にいるのでしょうか。把握されていなかったら構いません。

学校教育課長

それぞれ年度によって希望等が異なるということで、今はちょっと資料を手元に用意してございませんが、仮に上限を超えた場合、15名の設定に対して、地域の子どもたちを仮に5名として、そうすると残り10名の範囲で学区外から入学を認めるという制度をとっているようです。ですので、上限を超えた場合には、その上限までで募集をしていくというお話を聞いております。

内田教育長

結果として、多くなり過ぎてしまったら特性が失われてしまうという部分もあるのですね。少人数学級みたいにしても。だから、そういうことは中身を十分に精査して、どういう形で上限を設定していくかということをやらなければいけないと思うのですね。30人にも40人にもなってしまうと、何だよということになりかねない。それから、上小学校の施設の量的なものも含めて考えないといけない。

よろしいですか。

それでは、続いて、(3)の「要請書等について」の説明をお願いいたします。

教育指導課長兼  
教育研究所長

私から、その他の(3)について御報告させていただきます。お手元の資料のその他(3)を御覧ください。教科書採択に係る要請書と意見書の提出を受けております。

1件目は、新日本婦人の会秦野支部支部長、原とし子氏より、小学校の教科書採択についての要請書です。内容といたしましては、教科書展示会や採択が行われることを広く広報すること。参加しやすいように教科書展示会の開催日時を延長、開催場所を増設すること。公正な教科書採択のために、公開・傍聴を認め、市民の声を採択の資料に入れること。子どもたちにとって、より理解しやすく楽しく学習できる教科書を採択すること。「道徳の教科化」の中止の5点を要求するものとなっております。

2件目が、神奈川労働弁護団社会文化法律センター神奈川支部、自由法曹団神奈川支部、青年法律家協会弁護士学者合同部会神奈川支部からの育鵬社の公民教科書に関する意見書です。内容といたしましては、公民の教科書には日本国憲法に関する記述等において、法律家として看過し得ない重大な問題があり、子どもの学習権保障の見地から適切とは言い難い。よって、教育委員会、学校長などの採択権者に対し、これを採択しないよう求めるというものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

内田教育長

説明が終わりましたが、この要請書的なものについては、委員にはよく中身を確認していただいて、今日のところは、このこと

についての議論的なことはしないということで了解いただきたい  
と思います。

これからまだ採択の前までにはさまざまなこうした要請書が来  
ると思いますので、そういうものも踏まえたうえで採択に臨むと  
したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、その他の案件は。

生涯学習課長

本日、机上配付させていただきました6月19日付の神奈川新  
聞、震生湖の国登録記念物への取組の着手ということについて、  
私から説明させていただきます。

御存じのように、震生湖は関東大震災で形成され、2023年、  
令和5年で誕生から100周年を迎えます。この100周年を迎  
えるに当たりまして、震生湖を観光資源としてだけではなく、地  
質資源、震災遺構として光を当てていくということで、この国登  
録記念物への登録を目指していく取組を始めます。来週月曜日、  
7月1日午後1時半から、出雲記念館ホールをお借りいたしまし  
て、地権者の方と地元関係者ということで自治会の役員の方々を  
対象とした説明会を行う予定でございます。その説明会には、秦  
野市の職員だけでなく、中井町の観光関係の職員と文化財を所管  
する生涯学習課の職員も来ていただいて説明会を行います。

また、地元の合意形成を図るということもございまして、今年  
12月ぐらいに市民を対象とした講演会、学習会ですとか、また  
現地見学ツアーなども予定しております。

私からは以上でございます。

内田教育長

説明が終わりました。

国登録の記念物ということで震生湖を文化庁に申請を上げる準  
備を進めているということですので、御承知おきいただきたいと  
思います。

それでは、非公開とする前に、次回の日程調整。

事務局

次回の開催日程ですが、定例教育委員会会議を7月19日金曜  
日、午後1時30分から予定しております。会場はこちらの教育  
庁舎3階大会議室となります。

よろしいでしょうか。

内田教育長

7月19日の午後1時30分です。よろしく願いいたします。

それでは、これで定例教育委員会会議のうち公開部分については  
終了で、ただいまから会議を非公開としたいと思いますので、関  
係者以外の方の退席を求めます。よろしく願いいたします。